

平成 23 年 7 月 25 日

【照会先】

職業安定局 派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課 長 鈴木 英二郎

派遣・請負労働企画官 増田 嗣郎

課長補佐 大塚 弘満

(代表電話)03(5253)1111 (内線 5747、5312)

(直通電話)03(3502)5227

報道関係者 各位

## 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の実施に当たって 建設業団体に労働者派遣法の遵守を要請

被災地においては東日本大震災に伴う復旧・復興工事が実施されているところですが、建設業務については、労働者派遣事業が禁止されているにもかかわらず、労働者派遣が行われている事案が生じています。

このことを踏まえ、建設業団体計 11 団体に対し、被災地での復旧・復興工事の実施に当たって、労働者派遣法の遵守を図るための要請を行うこととします。具体的に周知啓発していただきたい内容は以下のとおりです。

(要請書は、別添 1 参照。要請先の一覧は、別添 2 参照。)

- ① 建設業務については、労働者派遣事業を行ってははいけません。また、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、建設業務など禁止業務に派遣労働者を従事させてはいけません。
- ② 無許可・無届出で労働者派遣事業を行ってははいけません。また、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、無許可・無届出で労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはいけません。  
労働者派遣事業の許可・届出事業者の一覧については、  
「人材サービス総合サイト」 (<http://jinzai-sougou.go.jp>) を参照ください。
- ③ 建設業務については、請負の形態により業務を処理できます。しかし、発注者が請負労働者に指揮命令をすれば、偽装請負として、違法な労働者派遣に当たることがあります。  
労働者派遣と請負との区分については、  
「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（要請書の別紙 2）」や  
「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告示）に関する疑義応答集（※）」を参照ください。

※ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/haken-shoukai03.pdf>